

# 地域還元型再生可能エネルギーモデル早期確立事業実施要綱

制定 平成25年3月1日24食産第5383号

改正 平成25年6月7日25食産第979号

農林水産事務次官依命通知

## 第1 趣旨

農山漁村には、再生可能エネルギーに活用可能な資源が豊富に存在しており、これらの資源を最大限活用し、再生可能エネルギーの導入を図ることにより、そのメリットが地域に還元されることを通じて地域の農林漁業の発展を促進し、農山漁村の活性化につなげていくことが重要となっている。

再生可能エネルギーの導入による農山漁村の活性化の効果を最大化するためには、農林漁業者等を始めとした地域の主体が主導する取組を育てていくことが重要となる。しかしながら、現状では、金融機関が融資をちゅうちょする等により、再生可能エネルギー発電事業に取り組む農林漁業者等はほとんどおらず、その収入の地域への還元も十分に行われていない。

このため、農林漁業者等が参画し、農山漁村の資源を活用して行う再生可能エネルギー発電事業で得られた収入を地域の農林漁業の発展に活用するモデルを早期に確立し、このような取組の拡大を通じて、農山漁村の活性化を図る。

## 第2 基金事業の実施

### 1 基金の造成、管理等

#### (1) 基金管理団体

地域還元型再生可能エネルギーモデル早期確立事業（以下「基金事業」という。）に要する経費を基金として管理する者（以下「基金管理団体」という。）については、公募により決定するものとする。

#### (2) 基金の造成

基金管理団体は、(5)の規定に基づく助成金の交付及び基金事業の実施に係る業務に要する経費に充てるため、国からの補助金を原資として、地域還元型再生可能エネルギーモデル早期確立基金（以下「基金」という。）を造成するものとする。

#### (3) 基金の管理

基金管理団体は、特別の勘定を設けるなど、他の業務に係る資金と区分して基金を管理するものとする。

#### (4) 基金の用途

基金管理団体は、基金を(5)の規定に基づく助成金の交付及び基金事業の実施に係る業務に要する経費以外の目的に使用してはならない。

#### (5) 基金による助成

① 基金管理団体は、基金を財源として、2の(1)に規定する助成事業を実施する者（以下「事業実施主体」という。）に対して助成するものとする。

② 基金管理団体は、第3に規定する基金事業実施期間内において、事業実施主体による助成事業の遂行が困難であると認めた場合にあっては、

計画の見直し又は中止を命じることができる。

- ③ ②の結果、事業実施主体の故意、重大な過失又は未必の故意により、事業効果が発現されないと基金管理団体が認める場合には、基金管理団体は交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

その場合、基金管理団体は、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定め、その返還を命じるものとする。

#### (6) 業務、体制等の見直し

基金管理団体は、「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」(平成18年8月15日閣議決定。以下「基金等に関する基準」という。)に適合するよう、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- ① 基金管理団体は、少なくとも5年に1回は定期的に事業実施主体に対する指導監督業務、基金管理体制等の見直しを行い、実施した見直しの概要及び次回の見直しの時期について農林水産省食料産業局長(以下「食料産業局長」という。)に報告し、ホームページへの掲載等により公表するものとする。
- ② 基金管理団体は、①の見直しを行う際に、基金の保有割合を算出し、当該保有割合及び当該算出に用いた算出方法を食料産業局長に報告し、ホームページへの掲載等により公表するものとする。
- ③ 基金管理団体は、①の見直しを行う際に、以下の目標の達成度を評価し公表するものとする。

(目標)

事業実施主体が行う再生可能エネルギー発電事業により得られた収入の5%以上を農林漁業の発展に貢献する取組に活用

- ④ 基金管理団体は、①の見直しを行う際に、基金が、基金等に関する基準3(4)アの基準に該当する場合は、基金の財源となっている補助金の国への返還等、その取扱いを検討する(ただし、当該基準①に該当する場合は、本事業の新規申込みの受付を終了した時点で、直ちに補助金の国への返還等の検討に着手する。)

また、基金管理団体は、当該検討の結果を食料産業局長に報告し、ホームページへの掲載等により公表するものとする。

- ⑤ 基金管理団体は、①の見直しを行う際に、基金が、基金等に関する基準3(4)イに該当する場合は、食料産業局長と協議の上、残置が必要な理由、残置する所要額及び当該所要額の積算の根拠等をホームページの掲載等により公表するものとする。

#### (7) 基金の残額の取扱い

基金管理団体は、第3に規定する基金事業実施期間の終了時において、使用する見込みのない基金残額が生じたときには、これを国に納付するものとする。

また、国は、基金事業実施期間中において、(6)の規定により基金管理団体が国庫補助金を国に返還すべき理由が生じた場合又は第8の1の報告を受けて基金等に関する基準3の(4)アを準用し使用する見込みの低い基金であると判断した場合には、基金のうち国庫補助金相当額を上限として国に返還するよう命じることができるものとする。

## 2 基金事業の内容

### (1) 事業内容

農林漁業者等が参画し、農山漁村の資源を活用して行う再生可能エネルギー発電事業で得られた収入（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく再生可能エネルギー電気の売電による収入に限る。）を地域の農林漁業の発展に活用するモデル的な取組の実施に必要な施設整備（木質バイオマス発電施設を除く。以下「助成事業」という。）に要する費用について助成し、第7の規定によりその収益を納付させるものとする。

(2) 事業実施主体

事業実施主体については、基金管理団体が公募により決定するものとする。

(3) 事業実施主体の選定

基金管理団体は、事業実施主体の公募において、採択基準を満たしている者から事業実施主体を選定するものとする。

(4) 成果目標等の設定

事業実施主体は、助成事業の実施に当たって、成果目標の内容並びに達成すべき成果目標の基準及び目標年度（以下「成果目標等」という。）を設定するものとする。

(5) 費用対効果分析

事業実施主体は、助成事業を実施するに当たっては、投資に対する効果が適正かどうかを判断し、投資が過剰とならないよう、投資効果等を十分に検討するとともに、整備する施設等について費用対効果分析を行うものとする。

### 第3 基金事業実施期間

基金事業の実施期間は、平成24年度から平成25年度までとする。

### 第4 基金事業の実施手続

#### 1 事業実施計画等の作成、承認、助成金の交付決定等

(1) 基金管理団体は、基金管理計画を作成し、食料産業局長の承認を受けなければならない。

(2) 事業実施主体は、事業実施計画の承認及び助成金交付申請書を作成し、基金管理団体から事業実施計画の承認及び助成金の交付決定を受けなければならない。

(3) 基金管理団体は、(2)の事業実施計画の承認を行おうとするときは、あらかじめ、食料産業局長と協議するものとする。

(4) 基金管理団体は、(2)の助成金の交付決定を行った場合には、その旨を食料産業局長に報告するものとする。

#### 2 事業実施計画等の変更、中止又は廃止

基金管理計画、事業実施計画及び助成金の交付決定の変更（事業実施計画の変更については重要なものに限る。）、中止又は廃止については、1に準じて行うものとする。

### 第5 基金事業の実績報告等

1 事業実施主体は、助成事業の遂行状況及び実績について基金管理団体に報告するものとする。

- 2 基金管理団体は、1において報告を受けた遂行状況及び実績について食料産業局長に報告するものとする。
- 3 基金管理団体は、毎年度、基金の管理状況について食料産業局長に報告するものとする。
- 4 基金管理団体は、基金の管理が完了したときは、その結果を食料産業局長に報告するものとする。
- 5 食料産業局長は、基金事業実施期間の終了後において、使用される見込みのない資金（第7の規定により納付された資金を含む。）があると認めるときは、基金管理団体に対して当該資金を返還するよう命ずるものとする。

#### 第6 助成事業の評価

- 1 事業実施主体は、第2の2の（4）の規定により設定した成果目標等の達成状況及び施設等の利用状況について、評価を行い、基金管理団体に報告するものとする。
- 2 基金管理団体は、1の評価を取りまとめ、食料産業局長に報告するものとする。

#### 第7 収益納付

事業実施主体は、助成事業の実施により収益が生じることに伴い、食料産業局長が定めるところにより、原則として交付された助成金に相当する金額について、基金管理団体に対し納付をするものとする。ただし、自然災害その他事業実施主体の責に帰せない事由により、年間総収入が減少した場合は、食料産業局長が別に定めるところによるものとする。

#### 第8 その他

- 1 国は、基金事業を適切かつ効率的に実施するため、基金管理団体に対し、この事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。
- 2 基金事業の実施につき必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、食料産業局長が別に定めるところによるものとする。

#### 附 則

この要綱は、平成25年3月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成25年6月7日から施行する。